

## (2) 家計基準

家計の審査は、原則としてマイナンバー等で取得した生計維持者の住民税情報を用いて行います。次の基準に該当する必要があります（該当しない場合は採用されません）。

希望する奨学金	家計基準（※1）
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額（※2）が164,600円以下であること
第一種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること

（※1）収入については、2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報（秋に申し込む場合は、2025年（1月～12月）の収入に基づく2026年度住民税情報）により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

（※2）貸与額算定基準額＝（課税標準額）×6％－（市町村民税調整控除額）（100円未満切り捨て）  
－（多子控除）★1－（ひとり親控除）★2－（私立自宅外控除）★3

- 税制改正に伴う変更があった場合は、機構ホームページでお知らせいたします。
- 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。
- 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります（以下の例外を除きます）。
  - ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。
- ★1 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報またはスカラネット申告人数のうち、小さい方の人数を適用します。  
例 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、（3－2）人×40,000円＝40,000円となります。
- ★2 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。
- ★3 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

### 【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。収入基準は2024年（秋に申し込む場合は2025年）の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	併用貸与	第一種	第二種	併用貸与
2人	あなた、親①（ひとり親）（★）	777	1,180	722	559	905	513
3人	あなた、親①（★）、親②（無収入）	732	1,127	677	550	891	503
4人	あなた、親①（★）、親②（★※）、高校生	880	1,309	826	613	937	566
5人	あなた、親①（★）、親②（★※）、高校生、中学生	972	1,387	911	678	1,003	646

※親②は、例として、給与所得の場合（左表）は収入300万円、給与所得以外の場合（右表）は所得200万円としています。

（第一種奨学金の目安）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kakei/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/index.html)



（第二種奨学金の目安）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/index.html)



（併用貸与の目安）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/heiyo/kakei/index.html>



## 家計基準に該当するか調べたい方へ

機構ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、家計基準に該当するかおよその目安が確認できます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

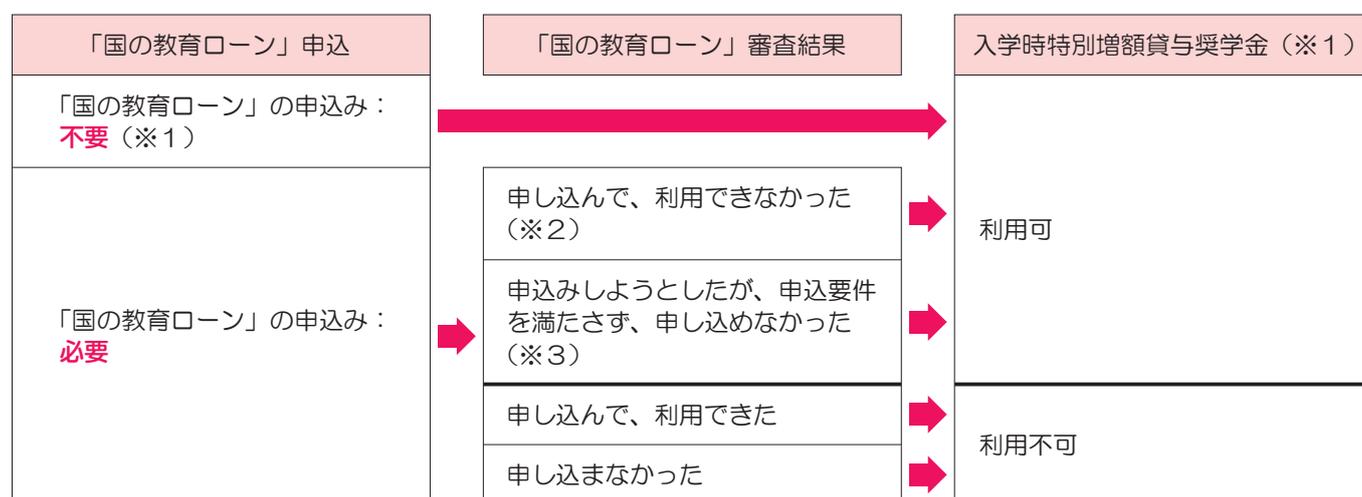


## 一次採用（春）が家計基準により不採用となった場合

二次採用（秋）では2025年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2026年度住民税情報で判定を行うため、一次採用（春）とは判定結果が異なる可能性があります。進学資金シミュレーター等を活用のうえ、二次採用（秋）への申請をご検討ください。

## 【入学時特別増額貸与奨学金（一時金）】

入学時特別増額貸与奨学金は、あなたの保護者等が、日本政策金融公庫（以下、公庫という。）の「国の教育ローン」を申込み等したもの、融資が受けられなかった場合に貸与を受けることができる制度です。「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。



（※1）奨学金申込時に申告した家計収入が一定以下（あなたの保護者等の貸与額算定基準額が75,000円以下）の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

（※2）「国の教育ローン」を申し込んだが、審査の結果利用できず「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」が発行された場合は、当該通知文を大切に保管しておいてください。奨学金申込時に通知文に記載の日付を入力していただく必要があります。

（※3）あなたの保護者等が、公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付を控えておいてください。奨学金申込時に当該日付を入力していただく必要があります。

入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は34ページ **3** を参照してください。

## 公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が350万円を超えていないこと※
3. 用途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※一定の要件に該当する場合は、上限450万円。詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。